

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
27年 第12号	27.11.16	<p>有害図書の定義の広汎化及び茨城県立図書館取扱図書の規制の強化を求める陳情</p> <p>(陳情事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 有害図書の定義の広汎化及び茨城県立図書館取扱図書の規制の強化のため、茨城県青少年の健全育成等に関する条例の改正を求める。</li> <li>2. 1. に際し、図書館法の改正に係る、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書の提出を求める。</li> </ol> <p>(陳情理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 予てより、茨城県立図書館をはじめ、全国の公立図書館において、これの中立公正及び不偏不党たる立場を悪用し、又は表現の自由若しくは知る権利を笠に着た、所謂アヴァンギャルドをはじめとする、青少年の健全たる育成並びに治安の維持及び向上を著しく害する、極悪非道にして過激たる不貞、猟奇的、暴力的若しくは性的な行為の描写を含み、又はこれを著しく不当に助長、賛美し、若しくは正当化する数多の図書が資料として収納され、これが公開され、若しくは貸出しされているが、茨城県青少年の健全育成等に関する条例が包括的に有害図書と指定できるのは図画等に限定されている。</li> <li>2. 茨城県立図書館において、図書等の資料を、その内容を理由に除籍し、又はその収集の禁止若しくは贈与の拒絶をする際には、これが有害図書に指定されていなければならない。</li> <li>3. 茨城県立図書館において、数多に氾濫する活字情報による実質的な有害図書を、制度上の有害図書へ個別指定させることは、非現実的である。</li> <li>4. これらを打破するには、仮令、活字情報のみであっても有害図書へ包括指定できるように、茨城県青少年の健全育成等に関する条例等を改正する必要がある。</li> <li>5. 一方で、仮令、有害図書の指定がなくとも、茨城県立図書館の裁量で有害図書に類するとされたものを有害図書と看做すことができるように、図書館法を改正する必要がある。</li> <li>6. 制度上の有害図書の定義の広汎化により、茨城県立図書館に限らず、あらゆる図書取扱事業において、青少年の健全たる育成並びに治安の維持及び向上を</li> </ol>	個人	総務企画

		著しく害する，極悪非道にして過激たる不貞，猟奇的，暴力的若しくは性的な行為の描写を含み，又はこれを著しく不当に助長，賛美し，若しくは正当化する図書を排除し易くなる。		
--	--	--	--	--